

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

分科会ヒアリング資料

目 次

- (1) 独立行政法人の事務・事業の見直し当初案・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況・ 18
- (参考資料)
- 法人の概要
 - 法人パンフレット

平成 22 年 9 月 14 日

農林水産省

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		農林水産省		
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)		
農業・食品産業技術総合研究機構	農業技術研究業務	<p>【業務の重点化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究課題については、「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)に基づいて策定された「農林水産研究基本計画」(平成22年3月30日農林水産技術会議決定)及び政策部局からの要請を踏まえて設定。具体的には、食料の安定供給、地球規模課題への対応、高品質な農産物等による新需要の創出、地域資源の活用に関する研究を強化。 <p>【廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業仕分けの対象となった農業・農村の多面的機能関係の研究(農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発、地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発、農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会的解明)は平成22年度限りで廃止。[事業仕分け第2弾(前半)評価結果:事業の廃止] <p>【農業者大学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業仕分けの対象となった農業者大学校については、23年度入学生の募集は行わないこととする。24年度以降の農業経営者育成教育のあり方については、農業者大学校関係者等の意見も聴取しつつ検討を行う。[事業仕分け第2弾(前半)評価結果:事業の廃止(ただし、廃止時期については在学者に配慮)。] <p>【業務の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業仕分けでの指摘を踏まえ、研究テーマの選定にあたっては、より政策部局との連携を強化。 	<p>【支部・事業所等の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の研究拠点(主要拠点16、小規模拠点28)の必要性について、業務のあり方とともに引き続き精査。 なお、小規模拠点28のうち6拠点について、地元関係者との調整を行いつつ、組織見直し実施計画の詳細を検討。 <p>【事務事業主体の見直し】</p> <p>【重複排除・事業主体の一元化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の組織形態を維持。なお、内閣府・文部科学省が主導している研究開発を担う法人の機能強化検討チームや総合科学技術会議の研究開発システムワーキンググループ等、政府全体において研究独法のあり方について検討が進められていることから、本検討の状況を踏まえて対応。 	<p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府より出資を受けた資産の売却益、積立金等の現金及び預金について、通則法等の規定に基づき返納。 UR対策研究開発事業の成果を普及するために保有している2億円を返納することを検討。 次期中期目標期間において、小規模拠点の見直しにあわせ売却した不要資産について、国庫に返納する予定。 実物資産については今後、事務、事業の見直しと連動して検討。 <p>【随意契約の見直し等取引関係の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約監視委員会監視のもと、競争性のない随意契約及び一者応札の見直しを引き続き徹底。 複数の研究機関が共同で研究を行う場合は、その研究グループと契約締結することで、平成22年度新規予算から競争性のない随意契約を原則として廃止。継続予算についても平成23年度から同様に見直し。 <p>【自己収入の拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部からの資金提供による共同研究及び特許等の実施許諾の増加に向け、展示会等への出展、シンポジウムの開催等の取組を強化。 <p>【管理運営の適正化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務を効率的・効果的に推進するための組織体制・人員配置を検討。 コスト削減に向け、引き続き、施設等研究資源の効率的利用を検討。 給与については、引き続き、国家公務員給与に準拠。 <p>【事業の審査、評価の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期中期目標期間においては、研究水準の国際的評価について検討するとともに、政策部局との連携を強化する観点から、政策部局による評価を的確に反映させる仕組みを検討。また、ガバナンスを強化するため、評価結果をより適切に業務運営に反映させる方法についても検討。
	基礎的研究業務	<p>【業務の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本事業の支援対象が農林水産施策に資するという目的を有する基礎研究であることを明確化するため、申請書に「研究成果の活用イメージ」、「成果の活用に向けた取組や体制」などを明記させることを検討。 幅広い外部有識者を評価者とする制度評価を新たに実施。また、より多くの実用化につながる成果が得られるよう、新たに研究期間終了後数年間研究代表者から成果の活用状況を報告させるとともに、現在行っている研究成果のフォローアップ調査を強化。更に、実用化を担う研究者、産業界向けの成果説明会等を開催。 「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」(平成22年7月8日科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員決定)の「競争的資金の使用ルールの統一化及び簡素化・合理化」(費目構成の統一化など)に的確に対応。 <p>【検討中】</p> <ul style="list-style-type: none"> UR対策研究開発事業(平成7～11年度)の成果普及事業を平成22年度限りで終了することを検討。 		

農業・食品 産業技術 総合研究 機構	民間研究促進業務	<p>【業務の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上納付の確実な実行に資するよう、売上納付の算出根拠等に係る追跡調査の実施内容、方法等を具体的に定めた追跡調査実施要領を策定し、本年度から当該要領に基づく追跡調査を実施。 		<p>【業務のアウトソーシング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現業業務部門の効率化をさらに進めるため、内部研究所ごとに技術専門職員が行っている業務を整理・記録することにより、アウトソーシングが可能な業務を抽出。 <p>【給与振込の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則1口座への振込に同意するよう、引き続き要請し、経費の削減及び事務の合理化を図る。 <p>【海外出張旅費の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国家公務員の規程に準じて運用。
	特例業務	<p>【業務の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度終了予定を前倒せるか検討。 		
	農業機械化促進業務	<p>【業務の改善】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業では取組が難しい課題に対して重点的な研究の推進や技術移転の促進を図るとともに、安全基準等の見直しによる機械の安全性の向上や評価技術の高度化による検査鑑定業務の効率化を図るなど、引き続き適正かつ合理的に事務・事業を推進。 		

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構			府省名	農林水産省		
沿革							
中期目標期間	第1期：平成13年4月～平成18年3月（15年見直し） 第2期：平成18年4月～平成23年3月（19年見直し）						
役員数及び職員数 (平成22年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員	非常勤職員		
	15人（3人）	15人（3人）	0人（0人）	2,909人	1,989人		
年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(要)	
国からの 財政支出 額の推移 (単位：百万円)	一般会計	57,445	51,430	50,515	49,689	46,851	46,634
	特別会計	800	1,200	1,400	900	1,700	2,600
	計	58,245	52,630	51,915	50,589	48,551	49,234
	うち運営費交付金	50,463	49,804	49,632	48,148	45,839	45,266
	うち施設整備費等補助金	1,132	1,505	798	1,506	992	1,348
うちその他の補助金等	5,850	122	85	36	21	20	
支出予算額の推移 (単位：百万円)	62,314	61,800	63,058	60,797	58,060	-	
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)	-25,443	-25,702	-26,319	-25,823			
発生要因	①平成18年度においては、個別法に基づき承認された第1期中期目標期間中に自己収入により取得した資産の期末簿価額、棚卸し資産及び前渡金等の前中期目標期間繰越積立金を計上。残余については国庫に納付。 ②平成19年度以降においては、通則法第44条第1項に基づく積立金及び当期未処分利益を計上。22年度末における残余については国庫に納付予定。						

		<p>③民間研究促進業務：本事業は、財政投融資特別会計からの出資金を原資として研究開発を民間企業に委託し、委託期間が終了した後の一定期間に成果を活用した製品の売上の一部を納付させる仕組みであるため、農研機構に一時的に欠損金が累積する仕組みとなっている。売上納付は平成 22 年度から開始されるため、現在は欠損金が解消される段階ではない。</p> <p>④特例業務：平成 17 年度末に終了した出資事業により取得した研究開発会社株式の処分損及び評価損。</p>					
	見直し案	<p>民間研究促進業務：委託先において当初の想定どおりの売上があれば、事業全体として中長期的に出資額以上の納付を得られ、欠損金は解消されることとなる。売上納付の確実性を向上させるため、研究開発終了後の事業化等に係る追跡調査のための実施要領を新たに策定する予定。</p>					
運営費交付金債務残高	(単位:百万円)	963	1,967	2,679	3,293		
行政サービス実施コストの推移	(単位:百万円)	63,719	57,181	56,396	56,999	(見込み) 46,818	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額		—					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成 21 年度実績)		<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中における総合評価は各年度とも「A」であった。 ・「業務運営の効率化に関する事項」の全ての項目とも毎年度評価は「A」であり、中期計画に則り順調な業務運営がなされている（一般管理費前年度比 3%減、業務経費前年度比 1%減、人件費 5 年間 5%以上削減）。 ・人員計画においては、3,145 名→2,987 名の期末見込み人数としていたが、既にそれを上回る削減を達成（H22.1 現在 2,909 名）。 					

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	府省名	農林水産省
事務及び事業名	農業技術研究業務		
事務及び事業の概要	<p>① 食料自給力・農業競争力の強化 (飼料用の多収品種等の新品種開発、作業を軽減する直播技術の開発、IT・ロボット技術の活用等)</p> <p>② 食の安全や動物衛生の確保 (食中毒菌等の判定スピードの向上、DNA 分析による品種識別技術、口蹄疫・鳥インフルエンザの迅速判定技術等)</p> <p>③ 食品産業等の発展 (食品成分の機能の解明による機能性食品の開発、アクアガス(水蒸気中に微細な熱水滴を分散)による長期保存技術の開発)</p> <p>④ 低炭素・資源循環型社会の実現 (バイオマス、バイオマテリアル等)</p> <p>⑤ 地球温暖化への対応 (高温等に対応できる品種や栽培技術の開発)</p> <p>⑥ 農業の多面的機能の保全・向上 (農村における災害の防止技術、農村環境の整備技術等)</p> <p>以上の①～⑥に関する試験・研究を自ら実施。</p> <p>⑦ 農業者大学校での教授業務 (研究により得られた先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とした、次世代農業のリーダーとなる農業者の育成)</p>		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	38,776,610,000 円 (193,449,000 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額) － 円 (－ 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	2,812人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>・ 研究課題については、「食料・農業・農村基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)に基づいて策定された「農林水産研究基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日農林水産技術会議決定)及び政策部局からの要請を踏まえて設定。具体的には、食料の安定供給、地球規模課題への対応、高品質な農産物等による新需要の創出、地域資源の活用に関する研究を強化。</p> <p>・ <u>事業仕分けの対象となった農業・農村の多面的機能関係の研究(農村地域の活力向上のための地域マネジメント手法の開発、地域資源を活用した豊かな農村環境の形成・管理技術の開発、農業・農村の持つやすらぎ機能や教育機能等の社会学的解明)</u>は平成 22 年度限りで廃止。[事業仕分け第 2 弾(前半)評価結果:事業の廃止]</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・事業仕分けの対象となった農業者大学校については、<u>23年度入学生の募集は行わないこととする</u>。24年度以降の農業経営者育成教育のあり方については、<u>農業者大学校関係者等の意見も聴取しつつ検討を行う</u>。〔事業仕分け第2弾（前半）評価結果：事業の廃止（ただし、廃止時期については在学者に配慮）。〕 ・事業仕分けでの指摘を踏まえ、研究テーマの選定にあたっては、より政策部局との連携を強化。
備考〔補足説明〕	<ul style="list-style-type: none"> ・「食料・農業・農村基本計画」の実現を支えるためには、食料自給率の向上と食料の安定供給の実現に向けて、生産力の大幅な向上や作付けの拡大を図るための基盤的・先導的な応用研究を重点的に実施することが必要。 ・本業務が廃止された場合、「食料・農業・農村基本計画」の実現に必要な技術開発が行われず、農林水産政策の推進に重大な支障を及ぼすおそれ。 ・本業務で実施する研究開発は、長期にわたり多額の投資を必要とし、リスクが高く、かつ研究成果が必ずしも利益に直結しないため、民営化した場合は確実に実施されないおそれ。 ・研究開発独法については、政府全体で研究開発の効果的推進に関する検討が始められていることから、これらの動向を見据えて検討する必要。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	府省名	農林水産省
事務及び事業名	基礎的研究業務		
事務及び事業の概要	生物等の持つ多様な機能を活用した、将来の農業や関連産業等のシーズとなる基礎的な試験研究を、大学、民間企業等を対象とした提案公募により実施。		
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	5,971,921,000 円 (▲370,407,000 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)
			円 (円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	12人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の支援対象が、単なる基礎研究でなく農林水産施策に資するという目的を有する基礎研究であることを明確にするため、申請書に「研究成果の活用イメージ」、「成果の活用に向けた取組や体制」などを明記させることを検討。 ・ 事業開始3年目である本年度中に、幅広い外部有識者を評価者とする制度評価を新たに実施。また、より多くの実用化につながる成果が得られるよう、新たに研究期間終了後数年間研究代表者から成果の活用状況を報告させるとともに、現在行っている研究成果のフォローアップ調査を強化。更に、実用化を担う研究者、産業界向けの成果説明会等を開催。 ・ 科学技術政策担当大臣及び総合科学技術会議有識者議員により7月8日に決定された「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」の「競争的資金の使用ルールの統一化及び簡素化・合理化」(費目構成の統一化など)に的確に対応。 ・ UR対策研究開発事業(平成7~11年度)の成果普及事業を平成22年度限りで終了することを検討。 		
備考〔補足説明〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎的研究業務は、農林水産・食品産業などの分野におけるイノベーションを生み出すための新しい技術の種類(シーズ)を開発するための基礎的な研究を、産学官の研究勢力の能力を活用しつつ推進する唯一の制度である。農林水産・食品産業の現場における多様な政策課題の解決や異分野連携の推進等による地域の活性化を、基礎的な技術シーズの開発を推進することによって支援するためには、産学官の多様な研究者の自由な発想を生かしつつ、適切な連携体制の下で研究開発を推進する本事業の仕組みが不可欠であり重要である。また、総合科学技術会議や「研究開発力強化法」(平成20年法律第63号)において、公募型研究開発の効率的推進を図るため、資金配分機能を可能な限り独立行政法人に移管すべき旨が規定されている。このように、業務の必要性や重要性、政府方針等を踏まえ、各評価委員会からの指摘事項について、改善すべき事項は改善し、今後とも本法人が継続して業務を実施する。 ・ 本業務が廃止された場合、農林水産政策の推進に重大な支障を及ぼすおそれ。 ・ 民営化された場合、中立・公正な立場からの資金配分や専門的立場からの採択課題の進行管理など適正な事業の推進に支障を及ぼすおそれ。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的研究業務は、農林水産政策を推進するための基礎研究（目的基礎研究）を行うものであることから、農林水産政策に係る深い理解の下で実施することが不可欠。配分機関を一元化した場合、そのような理解の下に資金制度の運用がなされなくなり、農林水産政策の遂行に悪影響を及ぼすおそれ。
行政サービス実施コストに与える影響 （改善に資する事項）	なし

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		府省名	農林水産省
事務及び事業名	民間研究促進業務			
事務及び事業の概要	農山漁村の6次産業化に資する実用化段階の試験研究を、民間企業等を対象とした提案公募により実施（財政投融資特別会計からの出資金が原資）。			
事務及び事業に係る23年度予算要求額	国からの財政支出額 (対22年度当初予算増減額)	2,600,000,000 円 (900,000,000 円)	支出予算額 (対22年度当初予算増減額)	－ 円 (－ 円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	10人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売上納付の確実な実行に資するよう、売上納付の算出根拠等に係る追跡調査の実施内容、方法等を具体的に定めた追跡調査実施要領を策定し、本年度から当該要領に基づく追跡調査を実施する。 			
備考〔補足説明〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政投融資特別会計からの出資は、財務省により法律に政府出資及び国庫納付等の収益還元に関する規定がある法人に限られているため、本業務を民間が行うことはできない。 ・ 農山漁村の6次産業化を図るには、民間企業による市場やコストを見据えた技術開発が十分に行われることが必要。本業務は、単独の民間企業による実用化段階の研究開発と実証試験を切れ間なく支援できる唯一の制度であり、廃止された場合、農山漁村の6次産業化の促進に支障を及ぼすおそれ。 ・ 新成長戦略の「早期実施事項」にも掲載。 ・ 本業務は、農林水産政策の推進に資する技術開発を行うものであることから、農林水産政策に係る深い理解の下で実施することが不可欠。 ・ 単独の企業による実用化段階の研究は私益性の強いものであるため、財政投融資特別会計からの出資金を原資として売上納付を義務づける現行のスキームだからこそ支援できるもの。一般会計により同様の支援を行うことは困難。 			
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし			

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		府省名	農林水産省
事務及び事業名	特例業務			
事務及び事業の概要	平成 17 年度をもって終了した民間企業への出資・貸付事業に係る株式の処分及び債権の管理・回収（終期：平成 28 年 3 月 31 日）。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	－ 円 (－ 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	－ 円 (－ 円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	0 人（兼：民間研究促進業務）			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	・平成 27 年度終了予定を前倒せるか検討。			
備考〔補足説明〕				
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし			

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		府省名	農林水産省
事務及び事業名	農業機械化促進業務			
事務及び事業の概要	農業機械の研究開発（リスクが大きく長期間の基礎研究を要するもの、安全性の向上及び環境負荷の低減に関するもの等）等を実施。			
事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額 (対 22 年度当初予算増減額)	1,885,663,000 円 (▲40,153,000 円)	支出予算額 (対 22 年度当初予算増減額)	－ 円 (－ 円)
事務及び事業に係る職員数 (平成22年1月1日現在)	75人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業の生産性の向上・環境問題への対応、安全性の向上など農業機械に関する様々な課題への対応が必要となる中で、今後とも民間企業では取組が難しい課題に対して重点的な研究の推進や技術移転の促進を図るとともに、安全基準等の見直しによる機械の安全性の向上や評価技術の高度化による検査鑑定業務の効率化を図るなど、引き続き適正かつ合理的に事務・事業を推進する。 			
備考〔補足説明〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業機械化促進業務の意義は、食料自給率の向上、農業生産の低コスト化や環境負荷の低減、高齢化が進展する中での作業安全性の確保等、重要な政策課題の解決に不可欠な農業機械化の促進を図ることであり、本業務が確実に実施されない場合、政策的に必要な農業機械の革新やマーケットサイズの小さい野菜・果樹用の機械開発が滞ることが危惧され、我が国農業構造改革を停滞させること、また、農作業事故防止に向けた作業安全性の確保等に大きな支障を来すこととなる。農業機械の研究開発及び検査・鑑定を行う我が国唯一の機関として我が国における農業機械化の拠点機能を果たしており、専門的な技術蓄積や研究人材、十分な施設を保有している本独法が実施することが最も効率的である。 ・ 中小企業が主体の民間の農業機械に関する基礎・基盤研究は、研究投資や技術蓄積が少ない。そういった中で、本業務では、農作業安全や環境対応などの政策的課題や野菜、果樹等をはじめとした多品目かつ多様な作業を対象としたマーケットサイズが小さく、民間企業では経営的に対象としにくい分野の研究開発等を行っていることから、廃止又は民営化すると、政策上必要とされる農業機械に関する研究開発が効率的・効果的に進展せず、農業の競争力強化の推進等にも支障を来すおそれ。 ・ 検査鑑定についても、公正中立性の確保が困難となるとともに、的確な実施に必要な技術水準、施設・機器整備等の実施コストの観点から検査等が確実に実施される保証が得られず、農業機械の国際標準化への対応や農作業者の安全性の確保、高性能な農業機械の現場普及等に深刻な影響が生じる。本事務は諸外国においても公的機関が担っているところであり、OECD テストコード対応についての公正中立性のある機関が実施することが必要。 ・ 農業機械の研究開発、検査鑑定等を行う主体が他にないことから、他法人等への移管等により一体的に実施す 			

	ることは困難。
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	なし

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		府省名	農林水産省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の研究拠点（主要拠点 16、小規模拠点 28）の必要性について、業務のあり方とともに引き続き精査。 ・ なお、小規模拠点 28のうち 6 拠点について、地元関係者との調整を行いつつ、組織見直し実施計画の詳細を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の組織形態を維持。なお、内閣府・文部科学省が主導している研究開発を担う法人の機能強化検討チームや総合科学技術会議の研究開発システムワーキンググループ等、政府全体において研究独法のあり方について検討が進められていることから、本検討の状況を踏まえて対応。 		
備考〔補足説明〕			<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料自給率の向上と食料の安定供給の実現に向けて、生産力の大幅な向上や作付けの拡大を図るための基盤的・先導的な応用研究を重点的に実施することにより、「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）の実現を支えるためには本法人は必要。 	

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		府省名	農林水産省
見直し項目	非公務員化			
<p style="text-align: center;">組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>・平成18年4月1日措置済み。</p>			
<p style="text-align: center;">備考〔補足説明〕</p>				

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		府省名	農林水産省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横2.（3））	自己収入の拡大（横2.（4））	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府より出資を受けた資産の売却益、積立金等の現金及び預金について、通則法等の規定に基づき返納。 ・ UR対策研究開発事業の成果を普及するために保有している2億円を返納することを検討。 ・ 次期中期目標期間において、小規模拠点の見直しにあわせ売却した不要資産について、国庫に返納する予定。 ・ 実物資産については今後、事務、事業の見直しと連動して検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約監視委員会監視のもと、競争性のない随意契約及び一者応札の見直しを引き続き徹底。 ・ 複数の研究機関が共同で研究を行う場合は、その研究グループと契約締結することで、平成22年度新規予算から競争性のない随意契約を原則として廃止。継続予算についても平成23年度から同様に見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部からの資金提供による共同研究及び特許等の実施許諾の増加に向け、展示会等への出展、シンポジウムの開催等の取組を強化。 	
備考〔補足説明〕		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部有識者（弁護士、公認会計士、ジャーナリスト）と常任の監事で構成される「契約監視委員会」を平成21年11月に設置し、契約の点検・見直しを実施（競争性のない随意契約を170件（H20）から139件（H21）に見直し）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現中期目標期間の自己収入は平成18年度86,593千円、平成19年度68,108千円、平成20年度71,155千円、平成21年度81,135千円となっている。 	

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		府省名	農林水産省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を効率的・効果的に推進するための組織体制・人員配置を検討。 ・コスト削減に向け、引き続き、事業内容に照らし合わせて不要になった施設の廃止・集約化を推進。 ・給与については、引き続き、国家公務員給与に準拠。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期中期目標期間においては、研究水準の国際的評価について検討するとともに、政策部局との連携を強化する観点から、政策部局による評価を的確に反映させる仕組みを検討。また、ガバナンスを強化するため、評価結果をより適切に業務運営に反映させる方法についても検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現業務部門の効率化をさらに進めるため、内部研究所ごとに技術専門職員が行っている業務を整理・記録することにより、アウトソーシングが可能な業務を抽出。 	
備考〔補足説明〕	<ul style="list-style-type: none"> ・現中期目標期間の人員計画においては3,145名→2,987名の期末見込み人数としていたが、既にそれを上回る削減を達成（H22.1現在2,909名）。 ・ラスパイレス指数（対国家公務員：21年度）事務・技術職員 96.0 研究職員 97.8。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の業務実績については、農研機構評価委員会を活用することにより、第三者の視点を踏まえた自己評価を実施しているところ。 		

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構		府省名	農林水産省
見直し項目	給与振込の見直し		海外出張旅費の見直し	
<p style="text-align: center;">運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>		<p>・ 2口座への振込を行っている職員に対し、<u>原則1口座への振込に同意するよう、引き続き要請し、経費の削減及び事務の合理化を図る。</u></p> <p>『平成22年度予算執行調査:独立行政法人及び国立大学法人等の給与振込経費』</p>	<p>・ 海外への航空機出張におけるファーストクラスの利用は認めておらず、ビジネスクラスの利用についても一定の役職以上の役職員にのみ認めているなど、既に国家公務員の規程に準じた旅費規程となっていることから、<u>引き続き、国家公務員の規程に準じて運用する。</u></p> <p>『平成22年度予算執行調査:独立行政法人及び国立大学法人等の海外出張旅費』</p>	
		<p style="text-align: center;">備考〔補足説明〕</p>	<p>・ 給与の口座振込については、厚生労働省基準局長通達（基発第530号）に基づき、労働組合と労働協約を締結の上、職員からの申し出により行うこととなる。</p>	<p>その他（適宜項目を設定）</p>

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年7月現在)

農林水産省所管(10 法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
21	農業・食品産業 技術総合研究機 構 (16) ・農業・生物系特定産業 技術研究機構 ・農業工学研究所 ・食品総合研究所	● 非公務員化	平成 18 年 4 月 1 日から非公務員化。
		● 3 法人の事務・事業の一体的実施	① 平成 18 年 4 月 1 日から 1 法人 (農業・食品産業技術総合研究機構) として実施。
		(旧農業・生物系特定産業技術研究機構) ● 地方組織の事務・事業の一元的実施などの見直し	① 小規模な研究単位における経理関係等事務を近接する研究拠点に一元化。 ② 業務の効率化、土地等の資産の有効活用を図る観点から、小規模な研究拠点の研究組織の見直しを図ることとし、平成 19 年度に理事長を本部長とする体制検討本部を設置。平成 21 年 5 月に実施計画 (一次案) を策定。
		● 地域センター、作物別研究所はそれぞれの特性に即した研究に特化	① 作物別研究所で実施する研究は、作物育種に有効な DNA マーカーの選抜など、特定の地域に限定されない普遍的な課題に重点化。 平成 20 年度には、「研究課題の重点化に向けた点検」の一環として地域農研センターの担う研究課題を点検し、公立試験研究機関では実施が困難であり、かつ地域農研センターの設置地域で実施することが適当な課題に重点化。
		● 民間研究促進のための融資業務を廃止、出資業務を抜本的に見直し	① 出融資という手法による研究支援に代えて、実用化段階の研究を民間企業等に委託する事業を実施。 出融資事業は平成 17 年度で終了し、既存の研究開発会社に

			おける貸付債権の管理・回収などは特例業務として実施。なお、特例業務勘定については27年度末で廃止。
	● 競争的資金による基礎的研究業務、農業機械化促進業務を見直し	①	基礎的研究業務については、採択プロセスの明確化、透明性の確保、厳格な終了時評価の実施と、研究成果については事業目的に対する貢献状況の把握・分析を行うことを中期計画に明記し、同計画に基づき事業を実施。
		①	農業機械化促進業務については、ニーズ把握の上、外部専門家による評価を経た課題設定、ニーズ、実用化・普及状況を踏まえた事業の展開、実用化に向けた支援を行うことを中期計画に明記し、同計画に基づき事業を実施。
	(旧農業工学研究所) ● 法人の目的に適合し、低コスト工法・長寿命化技術開発等の分野に重点化	①	農村工学研究所で実施する研究は、農業の持続的発展と農村の振興に資する農業生産基盤や農村生活環境の技術開発分野に重点化し、現場において実用化につながる有用な研究課題を中心として中期計画に課題を設定。
	(旧食品総合研究所) ● 他法人との分担関係の明確化、法人の目的に適合し民間ではできない先導的、基礎的分野に重点化	①	食品総合研究所で実施する研究は、食の安全・信頼の確保と健全な食生活の実現に資する研究等に重点化して中期計画に課題を設定。
	(旧農業者大学校) ● 先端的農業技術等の教授を農業・生物系特定産業技術研究機構で実施	①	平成17年度をもって旧農業者大学校を廃止し、平成18年4月1日から、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心に、農業の担い手の育成を目的とする事業を研究開発業務と一体的に実施するため、農業・食品産業技術総合研究機構の一組織として、新たな農業者大学校を設置。20年度から新カリキュラムの下で農業者の育成を開始。

農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）の概要

目的・業務内容

食料自給率の向上、食の安全・安心の確保、農村の6次産業化、地球温暖化の防止等を図る上で不可欠な農作物の品種改良、農作物及び家畜の生産技術、食品の加工・流通技術、農村環境の維持・保全技術、バイオマスの利用技術等、農業生産から食品の加工・流通にわたる現場の課題解決につながる基盤的・先導的な応用研究等を総合的に実施。

具体的には

- ・農業及び食品産業に関する技術の総合的な試験研究
- ・農業、食品産業等に関する試験研究の委託とその成果の普及
- ・農業機械の改良に関する試験研究
- ・近代的な農業経営に関する学理と技術の伝授を実施

役職員・組織

- 役員 理事長 1 名、副理事長 1 名、
理事 10 名、監事 3 名
- 職員 2,909 名 うち研究職員 1,666 名
- 組織 本部、内部研究所・研究センター(13)、
農業者大学校、生物系特定産業技術研究
支援センター

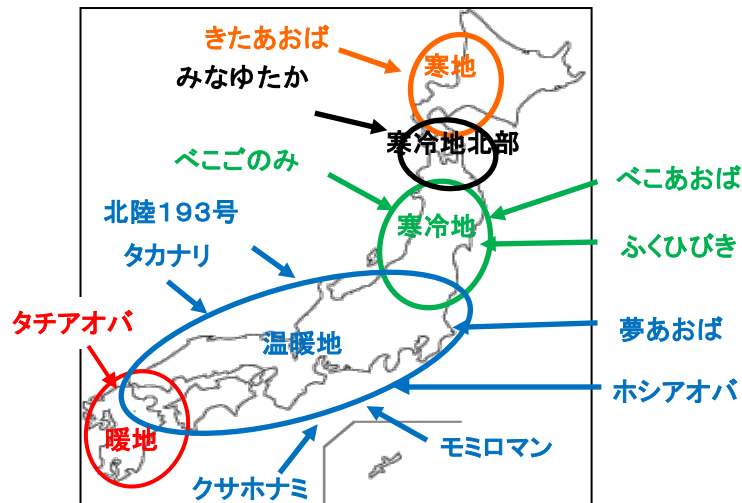
予算（平成22年度計画）

（収入）	57,919百万円
運営費交付金	46,688百万円
受託収入	7,797百万円
施設整備費補助金	992百万円
出資金	1,701百万円
貸付金回収等	19百万円
業務収入	13百万円
諸収入	709百万円
（支出）	58,060百万円

農業・食品産業技術総合研究機構の研究成果と国民生活との関わり

米の消費拡大と国産自給飼料の確保

- 米粉用品種を開発
「ミズホチカラ」、「タカナリ」
「越のかおり」など
【平成21年の栽培面2400ha】
- 「飼料用イネ品種」を開発
「モミロマン」、「べこあおば」、「夢あおば」、
「たちすがた」、「きたあおば」など
【飼料用イネの栽培面積約9000ha】

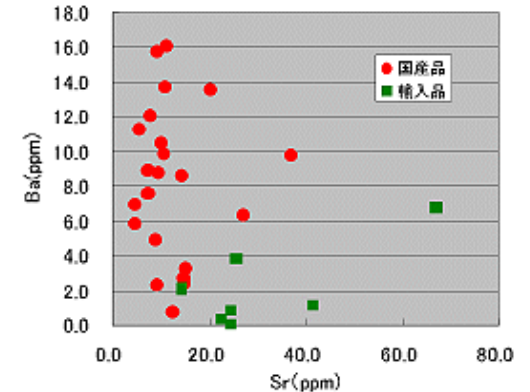


米粉用品種、飼料用イネ品種の栽培適地

消費者の信頼確保

- DNA分析による品種判別法や、無機元素組成解析による農産物の原産国判別法を開発
- 遺伝子組換え農産物(GMO)の混入検知法を開発

【品種判別キットが販売され、原産国判別法およびGMO検知法は公的機関で利用】



国産品と輸入品のSrおよびBa含量

無機元素組成の違いによる国産品と輸入品の判別(ブロッコリー)

食の安全・安心の確保

- 鳥インフルエンザの迅速検査技術の開発(従来1日以上を3時間)や伝播経路解析、BSEプリオン伝達性の迅速検査技術を開発(従来200日を75日)



高病原性鳥インフルエンザ発生鶏舎